C施設等機関
環境調査研修所

D特別の機関
公害対策会議

E地方支分部局
地方環境事務所７
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州＞

Ⅻ防衛省
防衛大臣
防衛副大臣
防衛大臣政務官２
事務次官
防衛大臣補佐官３以内

A内部部局
大臣官房［官房長、衛生監、技術監、報道官、審議官７、米軍再編調整官、参事官５、秘書課、文書課、企画評価課、広報課、訟務管理官］
防衛政策局［次長２、防衛政策課、日米防衛協力課、国際政策課、防衛計画課、調査課］
運用企画局［事態対処課、国際協力課、運用支援課、情報通信・研究課］
人事教育局［人事計画・補任課、給与課、人材育成課、厚生課、服務管理官、衛生官］
経理装備局［会計課、監査課、装備政策課、システム装備課、艦船武器課、航空機課、施設整備課、技術計画官、施設技術官］
地方協力局［次長２、地方協力企画課、地方調整課、周辺環境整備課、防音対策課、補償課、施設管理課、提供施設課、労務管理課、沖縄調整官、調達官］

B審議会等
自衛隊員倫理審査会
防衛施設中央審議会
捕虜資格認定等審査会
独立行政法人評価委員会
防衛人事審議会
防衛調達審議会

C施設等機関
防衛大学校
防衛医科大学校
防衛研究所

D特別の機関
防衛会議
幕僚監部
統合幕僚監部
統合幕僚長
統合幕僚副長
統合幕僚学校
陸上幕僚監部
陸上幕僚長
陸上幕僚副長
海上幕僚監部
海上幕僚長
海上幕僚副長
航空幕僚監部
航空幕僚長
航空幕僚副長
自衛隊の部隊及び機関
陸上自衛隊
方面隊５［方面総監、方面総監部、直轄部隊］
＜北部、東北、東部、中部、西部＞
師団９［師団長、師団司令部、直轄部隊］
＜第一～第四、第六～第十＞
旅団６［旅団長、旅団司令部、直轄部隊］
＜第五、第十一～第十五＞
中央即応集団［中央即応集団司令官、中央即応集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
研究本部
補給統制本部
海上自衛隊
自衛艦隊［自衛艦隊司令官、自衛艦隊司令部、直轄部隊］
護衛艦隊［護衛艦隊司令官、護衛艦隊司令部、直轄部隊］
航空集団［航空集団司令官、航空集団司令部、直轄部隊］
潜水艦隊［潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部、直轄部隊］
地方隊５［地方総監、地方総監部、直轄部隊］
＜横須賀、舞鶴、大湊、佐世保、呉＞
教育航空集団［教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊］
練習艦隊［練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
航空自衛隊
航空総隊［航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊］
航空方面隊３［航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊］
＜北部、中部、西部＞
航空団６［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第二、第三、第五～第八＞
航空混成団［航空混成団司令、航空混成団司令部、直轄部隊］
航空支援集団［航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊］
航空教育集団［航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊］
航空団２［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第一、第四＞
航空開発実験集団［航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
自衛隊情報保全隊
自衛隊指揮通信システム隊
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
技術研究本部
装備施設本部
防衛監察本部

E地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

注
1　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
2　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
⑴　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
⑵　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
⑶　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
3　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
4　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
5　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。